

那覇市首里石嶺プール給水加圧ポンプ取替修繕業務に係る
制限付一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するため、同令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市首里石嶺プール給水加圧ポンプ取替修繕業務
- (2) 履行内容 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 那覇市首里石嶺町 2-70-9 (石嶺文化スポーツプラザ地下)
- (4) 履行期限 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市法制契約課が作成する「令和 5・6 年度建設工事等業者名簿」または「令和 6・7 年度物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること。
- (5) 市内に本店又は支店等を有していること。
- (6) 市町村税等を滞納していないこと。
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団又は同条第 1 項第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市教育委員会 生涯学習部 市民スポーツ課

4 入札説明会

入札説明会は実施いたしません。

5 質問の方法・回答

(1) 質問期限：令和6年10月17日（木）午後3時まで

(2) 質問方法：質問書を電子メール又はFAXで送信すること。

電子メール：E-S-SUP001@city.naha.lg.jp

FAX：098-917-3521

※電子メール又はFAX送信後は、必ず確認の電話をすること。

TEL：098-917-3504

(3) 回 答：令和6年10月22日（火）

午後5時までに那覇市ホームページに回答を掲載する。

※質問の提出がない場合は、ホームページへの掲載は行いません。

6 同等品確認明細書の提出

(1) 同等品確認明細書

仕様が確認できるカタログ等の写しを提出し、担当課の了解を得ること。

(2) 提出方法：電子メール又はFAXで送信すること。

電子メール：E-S-SUP001@city.naha.lg.jp

FAX：098-917-3521

※電子メール又はFAX送信後は、必ず確認の電話をすること。

TEL：098-917-3504

(3) 提出期限：令和6年10月23日（水）午後3時まで

(4) 回 答：令和6年10月25日（金）までに提出者へFAXにて回答する。

7 入札参加申請方法

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加申請書（市指定様式）を提出しなければならない。

なお、公告に定める期限までに申請書を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

(1) 申請期限：令和6年10月28日（月）午後3時まで

(2) 申 請 先：那覇市教育委員会 生涯学習課 生涯学習グループ

電子メール：E-S-SUP001@city.naha.lg.jp

TEL：098-917-3504 FAX：098-917-3521

(3) 申請方法：制限付一般競争入札参加申請書（市指定様式）を提出すること。

※電子メール又はFAX送信後は、必ず確認の電話をすること。なお、原本は入札開始までに提出すること。

8 入札の日時及び場所等

- (1) 日 時：令和6年10月30日（金） 午後2時開始
- (2) 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所内10階（1001会議室）
- (3) 入札書（市指定様式）による紙入札

9 入札時提出書類

- (1) 入札書（市指定様式）
 - (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市指定様式）
 - (3) 制限付一般競争入札参加申請書の原本（電子メール又はFAX送信にて申請した場合）
- ※各様式是那覇市HPからダウンロードすることができます。

10 入札保証金、契約保証金

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。

(2) 契約保証金

市と契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、那覇市契約規則第30条第1項第3号に該当する場合は免除する。

11 入札書の記載方法

- (1) 入札参加者は、仕様書等の入札条件を熟知のうえ、入札に参加すること。
- (2) 市指定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。金額の記入はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の前に「¥」を記入すること。押印は、登録印鑑届出印を押印すること。
- (3) 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額を記入すること。
- (4) 代理人による入札を行わせる場合は、市指定の委任状に必要事項を記入し、入札執行前に提出すること。委任状のない入札は無効となる。委任状の押印は、入札参加資格者名簿に登録された事業者は、印鑑登録された代表者印と代理人の印を押印すること。代理人による入札において、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (5) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (8) 郵便による入札は認めない。
- (9) 入札執行回数は3回までとする。

12 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

14 法令順守

労働基準法その他の法律規則を遵守すること。

15 その他

那覇市に提出された書類は返却しません。

16 お問い合わせ先

900-8553 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 10 階

那覇市教育委員会 生涯学習部 市民スポーツ課 担当：上江洲

TEL：098-917-3504 FAX：098-917-3521

電子メール：E-S-SUP001@city.naha.lg.jp